

## 苫小牧市後援事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市（以下「市」という。）が後援をする基準等について必要な事項を定めるものとする。

(名義)

第2条 後援に使用する名義は、「苫小牧市」とする。

(後援の基準)

第3条 市が後援する事業は、産業、文化、福祉その他市民生活の向上に貢献し、公益性があるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 政治活動に係るもの
- (2) 宗教活動に係るもの
- (3) 営利活動に係るもの
- (4) 暴力団と関係があるもの
- (5) 実施計画等が完全ではなく、実施の確実性が疑わしいもの

(申請)

第4条 後援名義使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、後援名義使用申請書を、事業の概要を示す資料を添付して、市長に提出しなければならない。

(通知)

第5条 市長は、前条の申請の内容を審査の上、後援の承認又は不承認を決定したときは、後援名義使用（承認・不承認）通知書により申請者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条の基準に違反したとき。
  - (2) 申請に不正があったとき。
- 2 市長は、承認を取り消した場合は、後援名義使用承認取消通知書により通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月3日から実施する。

附 則（令和4年6月1日改正）

この要綱は、令和4年6月1日から実施する。